

倫理規程

<前 文>

やっちろ保健室運営協議会（以下、本会という）は、団体の目的に基づき、高齢者の健康と安心を支える仕組みを作る事業を行い、その役割がさらに向上していくと思われる。

このような認識のもと、本会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

本会のすべての会員及びその事業に賛同し事業に協力する者は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本会は、その目的に従い、事業の責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 本会は、関連法令及び本会の会則、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 本会の会員は、社会的活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 本会の会員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他本会が定める所定の手続に従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第6条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第7条 本会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 本会の会員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 本会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年5月29日から施行する。